

○内閣官房副長官(古川元久君) 委員御承知のとおり、これはビデオは基本的に証拠物件でございますので、そういったものとしてはそうした外に出すものじゃないというふうな認識をいたしておきます。

○大島九州男君 いろんな世論があるのは我々も理解はするんですけども、その世論を間違えたりドをされてはいけないと。やはりこういった大事なものについて、それは見る権利があるとかいう問題では僕はないんだということを明確にしておきたいと思えますし、国民がまさしくこの彼のことを英雄視扱いするようなことがあるようでは、これは大変憂慮する事態であると。

罪を憎んで人を憎まずというようなことは当然ありますけれども、やった行為については、これはやっぱり公務員としてあるまじき行為だということにしっかりと認識をしなければならぬと、私自身は思っているんですけども、そこら辺、ちよつと今日小川先生いらつしやるので、元検察のあれとしては、先生、私の認識はそれでよろしいですかね。

○副大臣(小川敏夫君) よろしいと思えます。

○大島九州男君 是非、そういった意味では、政府は毅然としてきちんとの罪は罪ということを発信をしていただきたい。やはり漏れたことについてその責任はどうかというはまた別の問題です。だから、ここはしっかりと政府の方で罪は罪としてきちつちりと発信をしていただくということを要望して、私の質問を終わります。

○風間直樹君 よろしくお願ひします。

今日は、私は、足利事件、菅家さんが冤罪だということ証明されたこの事件であります。この事件について法務省並びに警察にお尋ねをさせていただきますかと思ひます。

この菅家さんの冤罪事件、我々の記憶に新しいところでありまして、今日、私はこの事件、菅家さんが犯人でないということが証明された結果、真犯人がまだ捕まっていないわけですね。この真犯人の告発、それから検察、警察による再捜査の

要請を目的としてこの質疑を行わせていただきます。

この菅家さんの冤罪事件であります。これが起きたのが御承知のように九〇年でありまして。実は、我々は余り知らないんですが、一九七九年から九六年にかけて栃木県の足利市、足利事件の現場であります。さらに、この足利市に隣接するまに隣の群馬県太田市、この両市で連続幼女誘拐殺人事件が起きておりました。いずれの事件もこの県境の両市、その二十キロ圏内に集中をしております。菅家さんの事件はその一つであり、九〇年に起きたわけでありまして。

本年四月、最高検察庁は、足利事件の捜査の問題点について報告をまとめた中で、同一犯による連続犯行である可能性もかがわれる状況にあつたと記述しております。それはすなわち、菅家さんが犯人ではないということが確認された結果、別の犯人による、同一犯による連続五件の犯行である可能性もかがわれると、こういうことを最高検察庁が記しているわけでありまして。

この五件の事件のうち、四件については既に時効を迎えておりますが、最後に起きた九六年のいわゆる横山ゆかりちゃん事件については、時効を迎えたか否か現時点では不明であります。この五件の事件について、ざつと概要をここで申し述べます。

まず最初の事件、一九七九年八月三日、福島万弥ちゃん、年齢はいずれも当時であります。五歳、足利市内の神社から失踪。八四年十一月十七日、長谷部有美ちゃん、五歳、足利市内のパンコ店から失踪。八七年九月十五日、大沢朋子ちゃん、八歳、群馬県現太田市で失踪。九〇年五月十二日、松田真実ちゃん、四歳、足利市内のパンコ店から失踪。これが足利事件であります。そして、九六年七月七日、横山ゆかりちゃん、四歳、太田市内のパンコ店から失踪と。これは共通点はいずれも足利、太田両市にまたがる二十キロ圏内できているということと、加えてパンコ店からの誘拐が五件中三件に上ることとあり

ます。

この一連の五件の件について今日は質疑を行うわけでありまして、月刊の文芸春秋、本年の十月号、十一月号、十二月号で、日本テレビの清水潔記者によるこの件の調査連載を掲載してあります。私の今回の質疑では、この連載の一部を引用しながら行わせていただきます。

まず最初に、足利事件の証拠品について、法務省にお尋ねをします。証拠品にある殺害された真実ちゃんを着ていたシャツ、これには重要な証拠であります犯人のDNAが付着しているわけですが、このシャツは現在どこで保管されているのか、お尋ねをいたします。

○副大臣(小川敏夫君) 個別の事件について、証拠品がどこにあるかということとは具体的にはお話しできないんでありますが、一般論として証拠品の取扱についてお話しいたしますと、警察から事件送致を受けて証拠品を受け入れたということになれば、その証拠品は検察にあるというのが、送致を受けた検察にあるというのが一般的な扱いであります。

○風間直樹君 小川副大臣、一点だけ、ここだけは確認をさせていただきたいんですが、保管をしているという事実は、これは間違いないでしょうか。つまり、シャツが今紛れもなく保管されていると、間違いないでしようか。

○副大臣(小川敏夫君) この菅家さんの事件の抗告審で再鑑定をした際、そのシャツの一部を切り取って再鑑定したわけでございます。その後、これを具体的にどうしたかという事は、余り具体的にはという点がありますが、特段、還付等その他処分していただければあるということになると思ひます。

○風間直樹君 副大臣、是非そこは、後刻で結構でございますので、内部で確認をしていただきたいと思います。そして、後刻委員会に、保管をしているという事実で結構でございますから、この点は御報告をいただきたいと思います。

同時に、もう一点お尋ねをしたいんですが、このさきの再鑑定で使われたシャツ、そこには、これ専門用語で試料、試す料と書くんですけど、犯人のDNAが付着している。この試料が今後も必要になってくる可能性は否定できないわけでありまして、現時点でこの試料がすべて消費されていなくどうか、使い切つてしまわれていないかどうか、このことをちよつと確認させていただきたいんです。

○副大臣(小川敏夫君) なかなか具体的な事件に關する個別の話を、質問にそのとおり端的には、具体的なお答えできない部分があるんですが、菅家さんの抗告審におきまして、そのシャツの一部を、試料を取り出して遺伝子の鑑定を行ったと、その鑑定を行った結果が抗告審に提出されて、菅家さんが真犯人ではないということが明らかになつたという事実経過がございます。

そこで、試料があるかないかと、なお委員の御質問の趣旨は、鑑定するための試料があり得るのかどうかという御質問であると思ひますが、その点はまた個別の事件の内容に触れますので、答弁を控させていただきます。

○風間直樹君 実は、私が今お尋ねしたこの部分は事前に通告をしておりました。やり取りの中でお尋ねする必要があつたものと思ひましたので質問したんですが、副大臣、役所に戻られましてからで結構ですので、この点は是非、副大臣のお立場では確認をしていただきたい。このことはお願いをしておきます。それを私に教えてくれませんか、副大臣のお立場ではこの点、確認をお願いしたいと思います。

そこで、月刊の文芸春秋の十月号、二百六十七ページにございますが、ここにこの足利事件の被害された被害者である松田真実ちゃんのお母さんですが、この菅家さんの冤罪であるということが明らかになつた後に、警察庁とそれから栃木県警からこのお母さんに対して連絡があつたと。その連

絡の内容というものは、この足利事件、公訴時効を過ぎたという連絡があった。そこでお母さんが、ならばその殺されたお嬢さんのシャツを返してほしいと、この返却を希望されたところ、その後、裁判所ではなく検察から回答がまた来て、そして、赤いスカートなどの遺品はお返ししますが、シャツだけはそのままお預かりをさせていただきます。という、こう言われたというんですね。その際に、国の施設でシャツを冷凍保存したいというふうに言われたそうでありませう。

そこで副大臣、お尋ねなんですが、本事件、時効になったと私も理解をしているんですけども、ならばなぜこの証拠品である被害者のシャツが遺族に返還されないんでしょうか。この点お尋ねします。

○副大臣(小川敏夫君) これも具体的な個別の事件でございますので、なぜと申してこの具体的な理由はここでは答弁を差し控えたいと思っておりますが、やはりそうした返還しなかつたことについての事情があつたことだと思ひます。

○風間直樹君 これ、一般的な常識としては、刑事訴訟法の中にも、捜査が終わつた、そして時効を迎えた事件に関しては、遺族に対して遺品を返還することができるという規定がございますね。にもかわらず、そしてお母さんがそのシャツの返還を切に希望していらつしやるにもかかわらず、なぜ当局はこの返還を拒むんだらうかという疑問があるわけでございます。これ、私からは同じ質問を繰り返しても、副大臣のお立場では、個別の事件に関する具体的な答弁はというお答えが返つてくると思ひますので、次にまずは進ませていただいで、また後ほどこれお尋ねを別の角度からさせていただきます。

続きまして、このシャツに残された真犯人のDNA、その鑑定についてであります。この九〇年の足利事件が起きた当時取られていた鑑定方法というのはMCT一八法という手法だそうでありませう。当時としてはこれが最新であり、これし

かなかつたというふう聞いております。この方法、具体的にどういふものかと思つて調べてみたら、ゲルと呼ばれる寒天のようなものの中に現れるバンドの位置を目視で読み取るものだと。鑑定人の技術により差異が出る可能性もある上、そのバンドを読み取るためのマーカー、一種の物差しですが、これにも問題があるとの指摘が当時出ていた。その後、急遽マーカーを変更するなどの状況を見せながら、九〇年代半ばごろにはこのMCT一八法は次第に使われなくなつていったというふうに読みました。

そこでお尋ねをいたしますが、これまで犯罪捜査においてMCT一八法でDNA鑑定が行われた件数は何件でしょうか。また、そのうち有罪立証に使われたのは何件でしょうか。御答弁をお願いします。

○副大臣(小川敏夫君) 昨年、菅家さんの事件の抗告審で、このMCT一八法による鑑定の信頼性が揺らいだということがございましたので、これにつきまして検察庁の方で、検察当局の方で、同じ鑑定による試料が証拠として使われた事件を確認する作業を行いましたところ、八人の有罪確定事件について、足利事件、このMCT一八法による鑑定の結果が判決理由の事実認定の中で述べられていたというケースが明らかになりました。

○国務大臣(岡崎トミ子君) 今の有罪の数でございましたけれども、警察庁の科学警察研究所と都道府県警察の科学捜査研究所におきましては、平成元年から平成十五年までの間に、足利事件で用いたMCT一八型検査法でDNA型鑑定を実施した事件につきまして、保管されている資料に基づき調査した結果、百四十一件であつたものと承知しております。つまり、これは東京での警察庁の科学警察研究所で百二十一件、そして、これ地方です、県の警察科学捜査研究所では二十件というところで、百四十一件でございます。

○風間直樹君 ありがとうございます。九〇年当時であります。この足利事件の被害者である真実ちゃん、この真実ちゃんのDNA鑑定、彼女の型が何型かという鑑定は当時行われたんでしようか。

○国務大臣(岡崎トミ子君) これ行つていなかったと承知しております。

○風間直樹君 実はここが一つの大きなポイントでありまして、今現在、当局が保管をされている真実ちゃんの遺品であるシャツ、ここに犯人のDNAも付着していると。当然、真実ちゃん御本人が着ていたシャツですから、そこには真実ちゃん本人のDNAも当然何らかの形で付着していると考えるのが妥当だろうと思つております。

そうすると、当時、このMCT一八という当時最新と言われた、これしかないと言われた手法でDNAの分析、真犯人のDNAが何型かというその解明を目的に行う際に、まず捜査当局として第一にすべきは、被害者のDNAの型を確認した上で、その型をこのシャツから出てきたDNA型から排除する、その上で違う型が出てくるかどうかというふうなステップ、手法が求められるだろうと思つております。今、岡崎大臣の御答弁ですと、被害者である真実ちゃんのDNA鑑定は行われなかつたということでありませう。

○国務大臣(岡崎トミ子君) 当時は、シャツに付着している対象資料は精液でありました。ですから、これも男性というところでございませうので、女兒被害者のDNA型鑑定を行う必要が認められなかつたというふうに承知しております。

○風間直樹君 そうしますと、ちよつとこのDNA鑑定に関しては素人である私の立場で素朴な疑問をもう一つお尋ねするんですが、確かにシャツに付着をしていたのは犯人である男性のものだったと。それは分かりませう。しかし、もし仮に、この犯人のDNAの型と真実ちゃんのDNAの型が一致するということケースもあるわけですから、そ

いつたケースも想定し、これは御遺族に対して真実ちゃんのDNA鑑定ができる何らかの試料の提供を要請し、その鑑定調査を行うのがやはり必要なプロセスだつたのではないかと思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(岡崎トミ子君) 今の被害者のシャツに残つていたDNA型、MCT一八法で菅家さんの数値がどうであつたかということを確認するものでよろしいでしょうか。

○風間直樹君 いや、そうじゃないんです。その前の質問です。

○国務大臣(岡崎トミ子君) 済みません。対象資料は精液であるということですね。ですから、男性であるというふうには先ほど申し上げましたけれども、ですから、対象はそうであつたから男性だということですので、被害者の鑑定は実施しなかつたということを繰り返して申し上げるしかないんですけれども。

○風間直樹君 つまり、被害者のシャツには男性の体液が付着していたと、ここまでは分かりました。

そこから先、素朴な質問をさせていただきたいんですが、シャツには体液と同時にほかのいろいろなものも付着していると思つてます。例えば真実ちゃんの皮膚ですとか、あるいはそういった真実ちゃんの何らかの体の組織の一部が付着している可能性もあるわけですね。

そうしたときに、この試料鑑定をする際に、どの程度の精度で鑑定できるか、当時のMCT一八はさほど精度が高くなかつたという結論が今出ているわけですが、被害者である真実ちゃんのDNAの型をしっかりと確認をした上で、そしてシャツに付いている体液あるいは皮膚、それらのものを鑑定調査するというのがやはり捜査の上で必要な順番ではないのかなと、こう思つてあります。これが私の質問の意図でありませう、趣旨であります。

そこで、シャツに付いていたのは体液だから、男性の体液だから、女性である真実ちゃんのDNA



たわけであります。

ならば、今回、菅家さんが無実であることを証明したこのSTR法によって、あるいはMCTを最新のコンピューター解析を併用して用いていただけでも結構ですが、真実ちゃんが着ていたシャツの再鑑定を行って、そして真犯人の正確なDNAを当局自身が調査して、先ほど岡崎大臣が答弁していただきましたように、真犯人の検挙に向けた捜査を開始することが私には必要であり、避けられないと思っております。そのためにはDNAの調査を当局に求めたいと思っておりますが、岡崎大臣、小川副大臣より御答弁をお願いします。

○副大臣(小川敏夫君) 足利事件の件に関しましては、菅家さんの抗告審におきまして、委員が求めておられる方法によって、正しいといえますが、間違いがないというDNA型鑑定が出ておりますので、重ねて同じあるいは同じような鑑定はしなくても、既に真犯人と思われる者のDNA鑑定は出ていくというふうに考えております。

○風間直樹君 ありがとうございます。そうすると、副大臣、当局としては真犯人と思われる人物のDNAの型は特定されていると、既に特定し終わっている、こういう理解でよろしいですね。確認です。

○副大臣(小川敏夫君) 鑑定によって真犯人と思われる者の体液のDNA型鑑定は、これは出ております。

○風間直樹君 実は、この文芸春秋の連載を書かれている日本テレビの清水記者は、この真犯人と思われる人物について独自に相当緻密な調査をされており、既にその人物の氏名、住所も特定をされており、御本人が書いていらつしやるわけですが、この人物が現在も足利市周辺に住んでおり、さらに、この人物の氏名を清水記者が検察庁に提供していると書かれております。

でしようか、報告を受けていらつしやいますでしょうか。

○副大臣(小川敏夫君) 個別の事件について個別に報告を受けるといふ立場ではないということと同時に、また、お尋ねも個別のことについての捜査をするかどうか、そうしたことのお尋ねのようでございますが、私としては、捜査当局、検察当局におきましては法と証拠によりましてでございますが、適正な対応をするものと、法と証拠のつとつた対応をするものと考えております。

○風間直樹君 今から述べる理由によりまして、私は今回の質疑は、ただ単に菅家さんが冤罪になったからもう一回再捜査してくれという意味で言っているんじゃないんです。これは極めて再犯の可能性が高いという確信を持ったから、今回の委員会で質疑で取り上げさせていただきました。小川副大臣におかれましては、是非役所の中でこの報告を求めていただきたいと要請をさせていただきます。同時に、岡崎大臣には、栃木、群馬両県警による合同再捜査を開始されるよう要請をさせていただきます。

そこで、今日、配付資料でお配りしました一枚紙ですが、これ、昨日発売されました文芸春秋の十二月号に掲載された、このお嬢さんを亡くされたお母さん、松田ひとみさんの手記であります。是非この手記、大臣、副大臣にお読みいただきたいと思っております。今日はコピーを配付させていただきます。

今大臣、目を通していただいておりますけれども、これ私も読みまして、非常に胸が詰まると思いますか、真理があるというか、強い私はショックと同時に、何とかこれを当局が動く努力を、動かす努力をしなければいけないだろうと、こう思っています。今日は配付資料にしたわけでありまして、これをめくっていただきますと、裏のページの上の段でありますけれども、最初のところにお母さんの悲痛な訴えが出てきます。

読み上げますが、「私からすれば、真犯人の共

犯者は警察ではないかと思えます。」と、こういう悲痛な警察に対する告発が書かれています。そして、その下の中段の左側ですが、「だから、もう時効で捜査をしないならば、全ての遺品を返してもらって、一切のけじめをつけようと思ったのです。でもあの子が身に付けていたシャツは、「ちよっと私も胸が詰まって読み上げられないのですが、「シャツは今も返ってこない。「捜査はしない、でも遺品は返さない」というのは明らかに矛盾しています。その上、別れた主人のことを持ち出してまで、シャツの返却を拒もうとする検察の姿勢には、怒りを感じています。」と、こういう非常に厳しい、そしてまさに胸の叫びが記されているわけでありまして。

最後に記していますが、「時効ですから捜査はしません」と言われ、一方で「証拠品は返さない」と言われても、あの事件が終わったという感じがしないのです。やはり、できることなら真犯人を捕まえてほしい。「なんでもうちの子だったんだ？」という疑問に答えが出ない限り、私はこの事件にピリオドが打てないのです。」と。これは本当にお母さんの率直な思いだと感じます。

今日、私も政権交代後、質疑をするのがこれで二回目なんです。私たちが民主党が政権を交代したときの目標なりあるいはその思いというのがありましたよね。ありましたよねというのがある話ですけれども、要するに、政治主導という一つの大きな旗を掲げて、そして政権交代をしたわけでありまして。私自身はこの政治主導という大きな旗印を今我々が本場に実現、実行できているかなというふうに考えますと、やはり自分の手に胸を当てて少しじくじたる思いを否定できないんです。実はこの今日取り上げた足利事件、そして恐らくこれが五つの連続した幼女誘拐殺害事件の一つではないかというこの件こそまさに民主党政権の政治主導の真贋が試されるケースではないのかと私は感じております。

清水潔さんという一人の取材記者の努力で真犯人と思われる人物もほぼ特定をされている。そこ

で、是非再捜査を行っていただいで真犯人検挙のために当局が動くことは、被害者、御遺族の心情に報いることと、そして何よりも再発を防止するため政治がなすべき当然の責務ではないかと私は考えております。

最後に、岡崎大臣として小川副大臣に決意のほどをお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

○国務大臣(岡崎トミ子君) 先ほどもちよっと触れましたけれども、時効完成を否定する要素が得られればこれは真犯人の検挙に向けた捜査を行うというふうにしておりまして、本件についても同様であるというふうに承知しておりますし、さらに、本件につきましては、警察においてその重大性にかんがみ、他の事件の捜査から真犯人が発見される可能性もあることを十分に念頭に置きまして、再審の裁判の過程で得られた鑑定結果を活用するなど所要の措置を尽くしておりますし、これからも尽くしてまいりたいと思っております。

委員がおっしゃられますように、再犯の可能性があるような、そういうこともおっしゃっております。しかし、何としても再発を防止するために全力でこの問題についても取り組んでまいりたいと思っております。

○副大臣(小川敏夫君) 確かに、菅家さんの事件、菅家さんを冤罪であるにもかかわらず罪人たらしめたということが大きな間違いでありました。同時に、それがまた真犯人を逃したということにおいても、これもやはり間違った結果をもたらしているというふうにも思っています。

ただ、刑事事件の捜査の一般としまして、時効が完成していることが客観的に明らかだということ、訴追できる可能性もないのにいたすうちに、まあいたすうちにという言葉はちよっと言い過ぎかもしれませんが、被疑者を特定して、あるいは世間にさらすということが、今度は逆に人権問題も生じてくるんじゃないかというふうにも思っています。

時効の問題。ただ、時効も単純に十五年が過ぎ

れば時効ということではなく、その間、外国に行っている間は時効期間が進まないとか、様々な状況がありますので、やはり時効が本当に完成しているかどうかとか、あるいは様々な状況を踏まえて適正に対応していきたいと、このように思っております。

○風間直樹君 最後に一言申し上げます。

九六年七月七日に起きた横山ゆかりちゃん事件におきましては、時効が完全に完成しているかどうか、これはまだ不明なんです。ですから、この事件にかんがみて、是非とも捜査の開始を御検討いただきたい。

以上申し上げまして、終わらせていただきます。

○宮沢洋一君 自民党の宮沢洋一でございます。行政監視委員会では初めて質問させていただきますが、よろしくお願いいたします。

運輸大臣とは内閣委員会で、もう二回ほど特会の仕分について質問をさせていただきましたが、今日はもう一人で来ていただきました。三十分間ゆとりと仕分について質問をさせていただきます。

行政の無駄を省く、予算の無駄を省く、大変大事なことであります。昨年の秋、また今年の春、第一弾、第二弾、それなりに私は成果を上げられてきたんだらうと思っておりますが、しかし、この秋に行われております第三弾というのは、どうも私自身しつくりこないところがたくさんございます。

それはまず、その特別会計にしても、またこれから始められる再仕分と言われる部分の一般会計にしても、これは民主党政権が、まさに今、菅政権ではなくて鳩山政権の当時、運輸さんも大臣ではなかったわけですけれども、ある意味では、政府・与党として本当に一〇〇%自信を持って国会に提出され、そして我々自民党は反対しませんでしたけれども成立させた予算について、この仕分チームでいろいろ問題点を指摘される。私は、民主党が党としてやられるなら分かるんですけれども。

要するに、予算というのも法律でありまして、政府が提案されて、そして特に予算というのは憲法上内閣にしか提案権がない、そういうもの、当然一〇〇%の自信を持って出されたものについて、再度また政府も入って、また国務大臣も入って、そのあら探しと言ってはなんですけど、問題点の指摘の作業をされるというのは、どうもなかなか頭にすつきり入らない。言え、日本の憲法から始まっている法治国家としての法律に本當にしっかりとこの作業が当てるのかどうか。また、その統治機構といった意味でも本當にこの作業が正しい作業なのか、大変疑問を感じ得ない。

この作業が、今、秋始まっていると思うんです。大臣ではなかったと思えますけれども、当然、昨年末に一般会計の予算、特別会計の予算、内閣として決定され、そして国会に提出されたわけですけれども、一〇〇%自信のあるものを出されたんですかね。大臣、どうぞ。

○国務大臣(運輸君) 基本的には、予算は、その時々内閣が責任を持って編成をして提出をして、国会で御審議をいただいております。ただ、国会で御審議をいただいております。ただ、国会で御審議をいただいております。ただ、国会で御審議をいただいております。

その予算の在り方であるとか、その予算の編成されたときの事業の目的であるとか理念であるとか、目指しているものは一切否定はしていません。ただ、実際にそれがどういう形で事業が実施されているのか、その途中経過の手段としてどういうふうに使われたのか、この適切さを事業仕分という形で問わせていただいております。

自民党時代にもこれは、事業仕分が党の中で行われたときには全く同じ考え方でやっていたと河野議員からも聞いておりますが、私たちがその理念というのは全く同じ考え方でしているところがございます。

○宮沢洋一君 そのところがいづれもうまく答弁をされているんですけれども、正直、今の話は要するに、予算の事項はいいんだけれども執行に問題があると、まさに例えば入札の仕方が悪いと

か、今回の仕分でもねんきん特別便のところでもっと安くできるとかいろいろな議論があつて、執行が悪いというような指摘があつた。

これはそれで分かるんですが、いろいろな事項について廃止という結論をわけです。予算書に載っている事項を廃止という結論は、今の答弁のとおり作業が行われていると私には思われません。本當に執行の部分だけと言いつ張られても、私もこれ随分見ました、読みました、第三弾の内訳、決してこれは執行の話だけではありません。まさに予算そのものについて廃止であるとかいろいろな問題点を指摘されている、しかもそれは執行ではなくて、使い方の話では決まてないんです。要するに、予算として計上した事業の性格そのものがおかしいとか、またそれ自身が、政策目的が怪しいとかそういう指摘がされているのは、それはもう予算そのものに対する批判それ以外の何物でもないと思うんですけれども、いかがですか。

○国務大臣(運輸君) 今委員がお手元に御提示いただいたのは、事業仕分第三弾の特別会計のものでしょうか。

この特別会計の場合には、制度そのものの在り方、これは宮沢委員も与党の時代は大変御尽力を尽くされた行革の中でも相当御議論がされていると承知しております。その特別会計制度そのものが区分会計、区分経理されていることの必要性も含めたいわゆる制度仕分、それとその特別会計の中で行われている事業そのものを一つずつ見ていく事業仕分、二つの側面を持つてこの前半部分はさせていただきます。

来週から第二弾、後半部分として再仕分という形で事業仕分を行っていただくんですが、まさにこの第三弾に至っては、決算的観点というよりは、今実際進められている二十三年度概算要求の各省庁が要求してきた事業の中心一つ一つについて、手段はもうなんなんです、どういう形で、この事業そのものを行う必然性も含めて、政務三役も仕分けられ側として来ていただいて、そ

この議論はしていただいている。この議論の結果でいったん行政刷新会議の中で審議をさせていただいて、それを政府として各省庁とやり取りをするときに材料として使わせていただく。

ですから、まさに予算そのものをここで廃止と言ったものは、これは強制力を伴っているものでもなし、あるいは行政権の名の下に意見表明をしているものではなくて、行政刷新会議の名の下につくられたワーキンググループで民間の外部の有識者の目を客観的に入れた形で、この予算編成でこの事業が要求されていることが本當に必要なのか、国がやるのか都道府県がやるのか、あるいは地方自治体があるのか民間がやるのか、あるいは地方自治体があるのか、こういう幅広い議論をさせていただいて、最終的には来年度の予算編成の中に適切に反映をしてもらいたいと私から各府省に強くお願いをするところでございます。

○宮沢洋一君 今のお答えも余り直接にはお答えいただけないんですけども、特に第三弾後半、これから始まる再仕分は事業そのものを見られると、こうおっしゃったわけですね、第三者の目を通して見る。第三者の目をですね、第三者としてやられるならいいんです。ただしこれは、政府の予算を使って大臣が出張して、政府の方も、政務官も副大臣も入ってやられるわけですね、内閣の一員である国務大臣が入って。そして、内閣が昨年末に一〇〇%自信を持って国会に提出をされて、そして国会で成立した予算を内閣の一員が、もう一度、おかしかったじゃないと年度が始まって半年ちょっとで言うわけです。それ普通だと思いませんか。

○国務大臣(運輸君) 宮沢委員の問題の意識というのは前回の内閣委員会でも議論をさせていただきました。私もその後、自分なりにいろいろ考えさせていただきました。

第一弾、第二弾というのは、どちらかというと決算的な要素といえますか、これまでの使われたお金の在り方について特化をさせていただきました。あるいはその中で、実際使ったんだけど、今

この議論はしていただいている。この議論の結果でいったん行政刷新会議の中で審議をさせていただいて、それを政府として各省庁とやり取りをするときに材料として使わせていただく。